

## こどもの権利保障・促進事業 事業概要

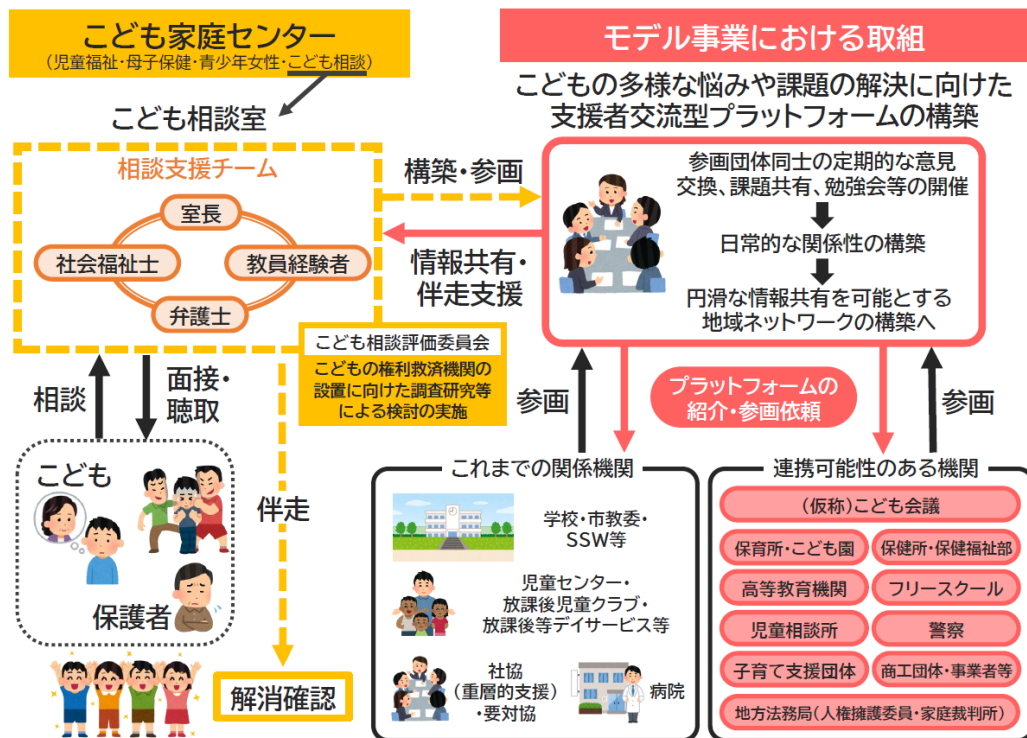
### 1 こどもが参画する分野横断的なネットワークの形成について

いじめやいじめ以外の学校に関係するこどもの多様な悩みや課題解決のための情報共有・伴走支援を可能とする機会の整備や、こどもの権利救済と困難事案に対する継続的かつ切れ目のない支援を行うことを目的に、こどもを含め、関係機関の支援者と日常的な関係性を構築できる支援者交流型プラットフォームを構築するもの。

(1) 交流会の開催にあたっては、参画団体との定期的な意見交換、各団体における課題の共有、特定のテーマに関する研修等を内容とする（集合形式又はオンライン）。

(2) 市内の小学4年生から高校生年代までのこどものみで構成されるこども会議を構成するこどもに参画を依頼するとともに、分野横断的なネットワークの形成に向けて、こどもの考えや意見をプラットフォームの発展のために十分に反映させる。

【ネットワークのイメージ図】



### 2 こどもの意見表明の機会を確保するための仕組みづくり

市内の小学4年生から高校生年代のこどものみで構成されるこども会議（以下「会議」という。）を設置し、本市のほか、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（令和6年3月こども家庭庁策定）」や先進自治体の事例等を参考にしながら、定期的に会議を開催するもの。会議の議題としては、こどもが抱えるいじめやいじめ以外の学校関係の多様な悩みや困りごとへの相談支援の在り方、こどもの権利の保障をどのように進めるべきかといった事項を想定しており、市の施策へ導入するための仕組みを構築するもの。

会議の体制等については次のとおりとする。

- (1) 会議の開催にあたっては、こどもの思い・考え・意見（以下「意見等」という。）を適切に反映させるため、次の事項に留意した上で実施する。
  - ア 本業務の目的及び内容を理解し、指導力やコミュニケーション能力、協調性が高いことに加えて、こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。）に関する知識や経験を有するファシリテーターを配置する。
  - イ 参加したこどもがしっかり話を聴き、できる限り参加者全員が発言し、参加したこどもの意見等や存在が尊重されるよう配慮する。
  - ウ こどもが安心して意見等を表明できる環境づくりに努める。
- (2) 会議を構成するこどもの人数は、1回の開催につき20人程度とする。
- (3) 会議に参加するこどもは次のとおり募集する。
  - ア 募集内容  
市の公募により通年参加してもらうこども委員を決定する（最大20名）。公募枠超過後も単発参加のこどもは募集するが、謝礼は先に決定の20人分のみとする。
  - イ 募集期間  
令和8年5月27日（水）から6月19日（金）まで
  - ウ 周知方法  
市公式ホームページ、公式SNS、広報もりおか（6月1日号）、学校より配布のタブレット端末により周知する。
  - エ 申込方法  
電話、メール、ファクス、チラシ裏面の申込書、Microsoft Forms
- (4) 会議における議題は次の事項を基本とする。ただし、会議の開催状況等に応じて議題を追加することがある。
  - ア こどもが安心して生活し、能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要なこと
  - イ こどもが安心して生活し、いかなる理由によっても差別されず、個人として尊重されるために必要なこと
  - ウ こどもが自分の関係することについて意見を表明することができ、年齢や発達の程度に応じて、その意見が考慮されるために必要なこと。
  - エ こどもが自分に関係することが決められ、又は行われるときは、その最善の利益が優先して考慮されるために必要なこと
  - オ いじめをはじめとするこどもの悩みや困りごとへの相談支援の在り方
  - カ こどもの権利の保障や、権利擁護からの救済に関する仕組み
- (5) 会議において、いじめを含むこどもの多様な悩みや課題の解決に向けた、こどもがこどもの権利を理解することや大人がこどもの権利について理解を深める周知啓発ツールを作成する。当該ツールは、こどもの年代に合わせたチラシ、リーフレット、パンフレット等による作成を予定している。
- (6) 会議で出されたこどもの意見等は、次回の会議までに整理した上、会議の参加者に共有する。
- (7) 会議で出されたこどもの意見等を市内のこどもたちに共有するため、市内の各学校、見

童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、「出張版子ども会議」を開催する。

### 3 いじめや不登校などを未然に防止するための取組

子どもと大人双方の人権意識の醸成を図り、子どもの権利の重要性について理解を深め、子どもの考えや意見等が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるようになることを目的に、子どもの権利に関する普及・啓発活動を行うもの。

(1) 上記会議により作成した周知啓発ツールを活用し、市内の各学校、児童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、子どもの権利に関する出前講座を実施する。

なお、当該出前講座において、上記周知啓発ツールのほか、「盛岡市子ども計画（やさしい版）」等子どもの権利に関する内容が掲載された資料を活用することも可能とする。

(2) 開催時期は、令和8年7月から令和9年2月までを予定している。

(3) いじめを含む子どもの多様な悩みや課題の解決に向けて、子どもの権利保障の必要性について市民の理解を深めるとともに、子どもの意見等の尊重や最善の利益が考慮される「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組として、子どもの多様な悩みや課題、子どもの権利などをテーマとした講演会を開催する。

なお、当該講演会において、会議において出された子どもの意見等をファシリテーター又は子ども委員から報告する。

### 4 こどもの権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究

いじめや自殺企図など心身・生命に関わる重大事態や、いじめの背景にある貧困、虐待等、家庭環境も要因と考えられる案件の解消に向けて、こどもの権利救済機関を設置している他自治体の先進的な取組事例を整理するなど、こどもの権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究を行うもの。

(1) 地方公共団体における権利救済機関の設置背景、効果、課題などを調査及び分析するとともに、全国の好事例を収集する。

(2) いじめ重大事態やいじめの背景にある貧困、虐待等、家庭環境も要因と考えられる案件について、弁護士等の専門家の活用等により、相談から解消まで関与するための組織体制の検討に必要な基礎資料を作成する。

(3) 「盛岡市子ども相談評価委員会」をこどもの権利救済機関とすることの妥当性について検討する。

### 5 外部専門家等の活用について

業務委託仕様書7における発注者が想定する外部専門家等は次のとおり。

なお、市外居住者は括弧内に新幹線の最寄駅を記載しているため、旅費の積算にあたり参考とすること。

(1) 盛岡市子ども相談評価委員会委員

ア 認定 NPO 法人盛岡ユースセンター センター長 尾形 岳彦

イ 一般社団法人ふたば 代表理事 櫻 幸恵

- ウ 岩手県社会福祉士会 社会福祉士 田貝 和美
- エ 日本女子大学家政学部特任教授 岩手大学名誉教授 山本 奨 (大宮駅)
- (2) 盛岡市こども相談室弁護士業務委託受注者  
川上・吉江法律事務所 弁護士 吉江 暢洋
- (3) 盛岡市いじめ再調査委員会委員 (経験者を含む。)  
日本弁護士連合会 弁護士 野村 武司 (東京駅)
- (4) 盛岡市こども未来会議  
岩手大学教育学部 教授 田代 高章
- (5) 盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
東北福祉大学総合福祉学部 准教授 狩野 俊介 (仙台駅)

6 令和8年度スケジュール

	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
プラットフォーム構築	← 月1回程度 定期開催 →			
こども会議	← 公募 → こども会議の開催(10回程度)			
出張こども会議	← 出張こども会議の開催(5回程度) →			
アンケート調査		← 第1回 →	← 第2回 →	
こども未来会議		● 第1回 ● 第2回	● 第3回	
講演会 出前講座			● 講演会	← 出前講座(5回程度) →
権利救済機関の調査研究	← →			
支援業務委託	← 公募 →	支援業務の実施		
条例検討	← 条例案の庁内調整 →		● 全員協議会 ● パブコメ	● 3月定例会 条例議案提出